

「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」の実施方針(案)等に関する個別対話の議題への回答

No	議題	意見書／ 質問書	資料名	確認内容	12月28日回答
1	国補助金制度の変更等	意見書	実施方針(案)	国補助金の要望額に対して交付額が相違する場合において、運営権者が実施する維持管理に大きな負担増が発生するさい運営権者の負担補填の可否、方法について確認したい。	当該交付金が認められなかった場合、市及び運営権者は、LCCや計画見直しへの影響を最小限に留めるよう協議する。それでもなお残るリスクは原則、市が弁済すべきものとなる。
2	国庫補助金等内示不足による工期遅延	意見書	実施方針(案)	短期事業計画書の市の承諾を受けた以降の国補助金交付額相違に関するリスクは市負担とすることが可能か確認したい。	当該交付金が認められなかった場合、市及び運営権者は、LCCや計画見直しへの影響を最小限に留めるよう協議する。それでもなお残るリスクは原則、市が弁済すべきものとなる。
3	瑕疵担保期間	意見書	実施方針(案)	施設の更新前に、対象施設及び運営権者譲渡対象資産に隠れたる物理的な瑕疵があった場合、本事業開始後12か月以内に限り運営権者は市に対して瑕疵担保請求を行うことができるとあるが、これを24か月以内にしていただくことが可能か確認したい。	12か月以内に発見したものは、原則、市の負担とする。それ以降に発見したものは、運営権者の負担とする。ただし、「圧送管の劣化等、引き渡し時に状況が不明確、かつ運営開始後、物理的に調査の不可能な施設が運営中に損傷した場合は、市の負担」とする旨、記載を修正する。
4	解除又は終了事由	意見書	実施方針(案)	不可抗力による解除権は運営権者側にも認めていただきたい。	「復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は、再開が不可能若しくは著しく困難であると市が判断した場合、市及び運営権者は実施契約を解除する。」など、市の承認を前提としたうえで解除可能となるように記載を修正する。
5	リスク分担 ①本事業の契約に関する議決が市議会で得られない場合	意見書	実施方針(案)	本事業の契約に関する議決が市議会で得られない場合、運営権者負担を削除いただくことが可能か。	原案どおりとする。運営権者及び市双方のリスクとする。

No	議題	意見書/ 質問書	資料名	確認内容	12月28日回答
6	リスク分担 ②募集要項等市 が事業者に開示 した資料の情報 等に瑕疵が発見 された場合	意見書	実施方針 (案)	市が開示した情報の瑕疵による運営権者の負担を削除し、市の負担に変更していただくことが可能か。	一定の期間内に発見された瑕疵については、市負担とし、実施方針(案)を修正する。
7	リスク分担 ③汚泥処理リスク	意見書	実施方針 (案)	貴市と汚泥リサイクル受注者との契約により運営権者の費用増大は貴市負担とすることが可能か。	汚泥リサイクルに関しては、市が指定したリサイクル業者と運営権者が契約締結を行うものである。リサイクル料金が一定以上となった場合、物価変動リスクに応じ、運営権者と市で協議することとなる。
8	PFI-LCCやVFM について	意見書	実施方針 (案)	特定事業の選定・公表の前に、PFI-LCCに対する質問回答の機会を与えていただけないか。	VFM及び概算事業の内訳について開示を検討する。
9	瑕疵担保責任に ついて	意見書	実施方針 (案)	対象施設及び運営権者から市への譲渡対象資産に隠れたる物理的な瑕疵が・・・と変更願います。(アと記載内容を合わせる)	「対象施設及び運営権者から市への譲渡対象資産に隠れたる瑕疵があった場合」の記載を「対象施設及び運営権者から市への譲渡対象資産に隠れたる物理的な瑕疵があった場合」に修正する。
10	リスク分担	意見書	実施方針 (案)	48ページ記載の別紙3水量変動リスクについて、人口増減等による水量変動については、運営権者側で負いづらいリスクのため、市側のリスクとしてご検討をお願いします。また、運営権者として適切なリスク管理をおこなうために、要求水準書案の別紙5、別紙6については、契約期間(R5～25)について、ご教示ください。	市及び運営権者は、水量変動の影響を最小限に留めるよう協議し、それでもなお残るリスクは原則、市が弁済すべきものと考えている。なお、水量変動幅については、今後、可能な限り公表する。

No	議題	意見書/ 質問書	資料名	確認内容	12月28日回答
11	実施契約	意見書	実施方針 (案)	現時点では実施契約書案も開示されていないため、事業全体の契約構成が不明であり、事業構造も不透明な箇所があるため、評価しづらいです。適切なリスク管理を行うため、対話を引き続きお願いしたい。	質問等を受け付ける機会を設ける予定である。
12	物価変動	意見書	実施方針 (案)	薬品費・電力料金単価・人件費に対する物価変動リスクの考え方について、確認させてください。	物価変動リスクについて、「一定以上」の変動については、市と運営権者で協議することとしている。 人件費、薬品費、光熱水費の変動幅の考え方については、別紙5を参照のこと。
13	利用料金未納者への対応	意見書	実施方針 (案)	未収の下水道利用料金の支払い督促と債権回収について、市と運営権者の立ち位置を確認させてください。	現在、未収債権が生じた場合、上水道の供給停止、催告、督促を行っている。利用料金は運営権者の債権であり、回収は運営権者が行う。なお、債権回収業務の受託者となる市から運営権者に引渡される時期、及び方法については、別途提示する。
14	リスク分担(汚泥処理)	意見書	実施方針 (案)	公表されている平成28年度の審議会討議資料を拝見すると、今回の事業では三浦市内最終処分場”三浦地域資源ユーズ株式会社”へ持ち込むことが義務づけられていると理解してまず。 汚泥の活用が今回の事業範囲外であるため、契約金額の変動額分を補填してもらえらば問題ないが、「協議」の結果、満額補填されない場合、運営が困難となる。	リサイクル料金が一定以上となった場合、物価変動リスクを参考とし、運営権者と市で協議することとなる。 なお、汚泥処理契約は、運営権者と三浦地域資源ユーズの間で締結されるものであり、市は処理単価についてコントロールできるものではない。
15	任意事業の範囲	意見書	実施方針 (案)	運営権者の業務として三浦資源ユーズが管理するバイオマス施設の維持管理を追加いただけないか。	当該事業の範疇を超えたものであり、不可。

No	議題	意見書／ 質問書	資料名	確認内容	12月28日回答
16	任意事業の範囲	意見書	実施方針 (案)	任意事業として将来的に市の下水道事業以外の施設管理を貴市と協議の上で追加できる可能性を追記いただけないでしょうか。	当該事業の範疇を超えたものであり、不可。任意事業は独立採算で運営権者が実施するものであり、市からの委託業務は任意事業に当てはまらない。
17	応募者に課す実績要件について	意見書	実施方針 (案)	「運営権者は、事前に市の承認を得た場合を除き、代表企業、構成員及び協力企業以外の者に委託等はできない。」とありますが、SPC(運営権者)の効率的経営のための自由度を確保するために、再委託できない業務は経営や計画に限定すべきと考えます。	運営権者として主体的に行わなければならない経営等に関する一部の業務は委託禁止業務とし、事実行為に関する設計・施工・維持管理等の業務は含めない予定である。なお、詳細は実施契約書(案)の公表時に提示する予定である。
18	応募者に課す実績要件について	意見書	実施方針 (案)	意見書で示している内容について 応募グループに加わることができる企業が限られる、あるいは、参加への障壁になる可能性があるため、貴市の入札参加資格者名簿等への登録を全ての応募者に要求すべきではないと思料される。	本事業に限らず、本市発注事業では入札参加資格名簿への登録が必須となっており、要件を外すことは出来ない。
19	応募者に課す実績要件について	意見書	実施方針 (案)	応募グループに加わることができる企業が限られる、あるいは、参加への障壁になる可能性があるため、「かながわ電子共同システムの入札参加資格の認定」をすべての構成員に要求すべきではないと思料します。	本事業に限らず、本市発注事業では入札参加資格名簿への登録が必須となっており、「かながわ電子共同システムの入札参加資格の認定」要件を外すことは出来ない。
20	応募者に課す実績要件について	意見書	実施方針 (案)	個別の業務実施については、運営権者がその都度適切な企業を選定することが、効率的な事業実施において最も重要なことになることから、応募企業、構成員と個別業務の実施を直接的に結び付けて考え、構成員等に資格、実績等の要件を細かく要求すべきではないと思料される。 これらについては、運営権者が業務を実施するにあたって、委託等をする場合の委託先に求める要件として、要求水準に規定することで、十分に対応が可能であると考えます。	代表企業、構成企業、協力企業といった応募時に関わった企業に限定するべきではないという意見について承る。

No	議題	意見書／ 質問書	資料名	確認内容	12月28日回答
21	不可抗力について	意見書	実施方針 (案)	意見書で示している内容について 不可抗力については、先般、内閣府政策統括官からの「PFI 事業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する対応等について」(令和2年7月7日)において、「新型コロナウイルス感染症の影響により 通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしても事業の設計・建設・維持管理・運営等に支障が生じるといえる場合は、基本的に「不可抗力」によるものと考えられます。」との見解が出されております。従いまして、本事業においても、実施契約書等において明示列挙される不可抗力の例に、「疫病」が加えられることが望ましいと思料します。既に運営中のコンセッションにおいても、先進的に取り入れて契約書において「疫病」を記載している、優れた事例もございます。 【代案】 「豪雨、暴風、(中略)テロ、疫病等その他の自然的又は人為的な現象のうち」とする。	原案どおりとします。新型コロナウイルス感染症拡大防止措置については、不確定要素が多く見通しも立たないことから、個別具体的な事象に基づき協議により判断していくことになる。
22	陥没のリスクについて	意見書	実施方針 (案)	意見書で示している内容について 「本事業開始後、12か月以内に運営権者が発見し、市への報告のあった管路破損等に起因する道路陥没リスク」のみが貴市負担となっておりますが、通常の調査では発見しえないような管路の破損によって生じた道路陥没までも、12か月という期間を超えたことのみによって全てを運営権者負担とするのは過度なリスク負担と考えます。 【代案】 「本事業開始後、12か月以内に(中略)報告のあった管路破損、及び、運営権者の通常の調査や維持管理において発見できないと合理的に判断できる破損等に起因する道路陥没リスク」は貴市負担とする。	12か月以内に発見したものは、市の負担が原則と考えられる。それ以降に発見したものは運営権者の負担とする。ただし、「圧送管の劣化等、引き渡し時に状況が不明確、かつ運営開始後、物理的に調査の不可能な施設が運営中に損傷した場合は、市の負担」とする旨、記載を修正する。
23	リスク分担表について	意見書	実施方針 (案)	「特定条例変更リスク」について、議会の決定も当然に貴市の意思であり、貴市が発注する事業であることから、特定条例変更により事業又は事業者に与えた損失は貴市の負担として頂きたい。	意見として承る。なお、詳細は実施方針等の公表時に示す。

No	議題	意見書／ 質問書	資料名	確認内容	12月28日回答
24	リスク分担表について	意見書	実施方針 (案)	「一般法令変更リスク」について、備考欄に「運営権者が負担する費用が著しく増減する場合」との記載があるが、「著しく」の解釈において貴市と運営権者の見解に相違が発生する可能性があると思料されるため、具体的な程度を示して頂きたい。	別紙5の記載の考え方と同様に、運営権者が負担する費用の変動幅を定め、定量的な判断を可能とする記載を検討する。
25	監督業務	意見書	要求水準書 (案)	「監督業務に関しては運営権者と雇用関係にあること、または代表企業もしくは構成企業と雇用関係にある」とすることが可能か確認したい。	要求水準書を以下のとおり修正します。 c 監督業務 監督業務に関しては、運営権者から業務を直接受託した代表企業、構成企業及び協力企業と雇用関係にある、下水道施行令第15条の資格を有する者を監督員とし配置すること。
26	放流水質基準について	意見書	要求水準書 (案)	高度処理の導入を予定していないにも関わらず、放流水質基準の全窒素と全りんを含め放流水質基準が設けられているが、放流水質基準の項目と値を定めた背景について貴市の考え方を確認したい。 現状処理方法では、水質基準を達成するに当たり、全窒素及び全りんの除去に相当の電気及び薬品費が求められることから、当該項目の削除が望ましいと思われる。	過去の実績値をもとに設定している。連続性をもった下水道事業を実施する必要があることから当該項目を削除することは出来ない。
27	従事者の資格について	意見書	要求水準書 (案)	従事者に求める資格について貴市の考え方を伺いたい。	資格は精査して修正する。
28	管路の実施体制について	意見書	要求水準書 (案)	維持管理において法令上掲げる有資格とそれ以外の必要性のある資格について。(公益社団法人日本下水道管路管理業協会下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士の資格等)	本事業の実施に当たっては、運営権者の創意工夫を生かすことを目的に、運営権者が自らが必要となる技術者を考え配置することとしているため原案どおりとする。

No	議題	意見書 質問書	資料名	確認内容	12月28日回答
29	実施箇所及び実数量(想定)の確認 (圧送管について)	意見書	要求水準書 (案)	全体実施数量の中に圧送管に関する調査手法と清掃の有無、実施数量を明記する。(自然流下管と維持管理手法は異なるため)若しくは「圧送管は対象外」と明記可能かについて	圧送管については本事業の対象外とはしていない。維持管理手法については、事業者の提案も受け付けることとしている。
30	調査方法・判定基準	意見書	要求水準書 (案)	調査方法・判定基準の『スクリーニング調査を核とした管きよマネジメントシステム技術導入ガイドライン(案)』(国土交通省土木技術総合研究所下水道研究部、平成26年10月)等の記載変更について	ご指摘を踏まえ、「下水道維持管理指針、その他エビデンスのある研究結果等」に修正する。
31	取付管調査について	意見書	要求水準書 (案)	取付管については、「本管調査時に」という条件をなくし、単独で調査だけできるように記載変更願います。	運営権者が合理的に運用できるよう当該関係箇所について見直しを図る。
32	委託に関する要求	意見書	要求水準書 (案)	”委託禁止業務”との記載がありますが、運営権者サイドのコンソーシアム形成を検討しているため、この禁止業務について早期に開示願う。	募集要項公表時に実施契約書(案)を公表し、その中で開示を予定している。 なお、委託禁止業務とは運営権者として主体的に行わなければならない経営等に関する一部の業務とし、事実行為に関する設計・施工・維持管理等の業務は含めない予定である。
33	三浦市内本店を有するものを優先的に活用	意見書	要求水準書 (案)	”三浦市内本店を有するものを優先的に活用”との記載がありますが、運営権者サイドのコンソーシアム形成を検討しているため、この位置づけについて早期に開示願う。	募集要項の公表時に提示することを予定している。
34	事業の範囲	意見書	要求水準書 (案)	再委託禁止業務は実施契約に定めるとしているが、「要求水準書と実施契約に定める」として頂きたい。	実施方針又は要求水準書への記載について検討する。

No	議題	意見書／質問書	資料名	確認内容	12月28日回答
35	リスク分担表(維持管理)について	質問書	実施方針(案)	管路施設の劣化等、引き渡し時に状況が不明確かつ運営開始後に調査ができない施設が運営中に損傷した場合との記載があるが、圧送管はこれに該当するものと考えて良いか。該当しないのであれば、市が現在までに圧送管の調査を行った資料を開示して頂きたい。	「圧送管の劣化等、引き渡し時に状況が不明確、かつ運営開始後、物理的に調査の不可能な施設が運営中に損傷した場合は、市の負担」とする旨、記載を修正する。
36	任意の新事業	質問書	実施方針(案)	新たな事業で、事業実施前までに生活環境評価や住民説明会等の手続きを経なければ実施が確定しない事業の提案も可能か。	任意事業の評価項目を含め、募集要項公表時に評価基準(案)を示すことを予定している。運営権者に求める事業実現性の程度は、この評価に定めることとなる。
37	任意の新事業	質問書	実施方針(案)	任意事業が評価されず、採用されなかった場合、主たる事業の運営に影響を及ぼす場合が想定されるが、どのように考えればよいか。	任意事業はあくまでも独立採算で実施するものであり、主たる事業の運営に影響を及ぼすような事業は認めない。
38	未収金債権の負担の分担	質問書	実施方針(案)	現状で、どの程度の未収金が毎年発生していますか？どの程度によっては、債権の負担割合をご調整いただくことは可能ですか？	令和元年度の下水道使用料の未収金は、不納欠損金額としては約20万円である。使用料の未収リスクは市が、利用料の未収リスクは運営権者がそれぞれ負担する。
39	未収金債権の負担	質問書	実施方針(案)	未納者の支払いの催促と料金収受が市に委ねられているにもかかわらず、未収債権の負担が運営権者にのみになるのは、片務契約とはなりませんか？	現在、未収債権が生じた場合、上水道の供給停止、催告、督促を行っている。この仕組みについては、市域全域であり、当該事業区域のみ変更することは合理的ではない。利用料金は運営権者の債権であり、回収は運営権者が行う。なお、債権回収業務の受託者となる市から運営権者に引渡される時期、及び方法については、別途提示する。
40	改築業務の要件	質問書	実施方針(案)	終末処理場における水処理施設の機械設備工事は、終末処理場における建築機械・設備工事も該当しますか？	建築機械・設備工事は該当しない。仮に建築工事一式として受託した実績のなかに、水処理関連の機械設備工事が含まれている場合は該当する。

No	議題	意見書／ 質問書	資料名	確認内容	12月28日回答
41	幹線管きよの整備 状況	質問書	実施方針 (案)	管径ごとの各年改築計画はありますか？	管径毎の改築計画については、ストックマネジメント計画において示している。
42	附帯提案事業	質問書	実施方針 (案)	開発段階の処理プロセスを、基礎的検証(1年)を含めて附帯事業として提案することは可能でしょうか。	附帯提案事業とは、主たる事業と一体的に行うことで費用縮減が期待できる事業を指すため、その目的に合致していれば提案することが可能であるが、事業の実現性は評価対象となる可能性がある。なお、詳細は募集要項等の公表時にあわせて評価基準として示す。
43	任意事業	質問書	実施方針 (案)	任意事業として実施した事業が附帯事業の目的(費用縮減、収益発生、環境負荷低減)に適すると判断された場合、事業期間途中で附帯事業として採用される可能性はあるか。	任意事業については、事業期間途中で提案することを可能としているが、附帯提案事業については途中採択を想定していない。募集要項等の公表後に予定している個別対話の議題になりうると考える。
44	附帯提案事業及び任意事業の関する予備的審査の実施	質問書	実施方針 (案)	実施の是非を判断するのは審査員又は市の担当部署によるものなのか。 是非の判断はどのような基準で行うのか。 費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効果を優先した判断なのか、市の政策方針や既存計画との整合性を優先した判断なのか。	附帯提案事業及び任意事業に関する予備審査は、実施方針(案)5頁に整理した各事業の内容を基に市で実施する。また、附帯提案事業及び任意事業の審査基準は、募集要項等にあわせて提示する。
45	附帯提案事業及び任意事業の関する予備的審査の実施	質問書	実施方針 (案)	付帯提案事業及び任意事業の是非の判断は、『可・不可』なのか。 提案内容を評価頂き、実施に向けた改良指示を受け、条件付き可も含まれるのか。	予備的審査は提案書提出前に受付け、実施可否のみの判断を行うものであり、予備的審査の結果は事業者選定には関係しない。 予備的審査で実施不可と判断されたものについても、提案書提出時点で修正案を提案することは可能である。 予備的審査等の流れ: 提案概要書提出→予備的審査→実施可否の通知→提案書提出→事業者選定

No	議題	意見書/ 質問書	資料名	確認内容	12月28日回答
46	附帯提案事業及び任意事業の関する予備的審査の実施	質問書	実施方針(案)	募集要項等の公表時、否定される事業の種類や条件等が示されるのでしょうか。	附帯提案事業及び任意事業は、事業者の提案に基づいて予備的審査を実施する。なお、予備的審査における可否判断は、公序良俗に反するものであるかどうかを判断基準とするものであり、広く提案を求め、以降の審査において実現性の有無などを確認する予定である。
47	改築・増築費用の上限額について	質問書	実施方針(案)	貴市が運営権者に支払う改築・増築施設の設計及び改築業務に係る費用の上限額は、一律の固定額を貴市より示されるのか、応募者の価格提案要素となるのかご教示ください。	改築等の費用は提案によるものとし、その上限額は、募集要項公表時の評価基準(案)で提示する予定である。
48	附帯提案事業及び任意事業の提案について	質問書	実施方針(案)	附帯提案事業及び任意事業の提案は、優先交渉権者選定の審査においてどのように評価されるかご教示ください。	附帯提案事業及び任意事業の審査基準は、募集要項等に合わせ提示する。
49	貴市予算の活用方針について	質問書	実施方針(案)	貴市の予算編成時点において「活用方針について協議を行うこと」とありますが、本業務については貴市のノウハウ移転等のサポートを受けられるとの認識で宜しいでしょうか。	本市によるサポートを受けられるとの認識で問題ない。
50	リスク分担表について	質問書	実施方針(案)	利用者負担の増加(下水道使用料等の値上げ)に関して議会承認が得られない場合のリスクは貴市が負担するという認識で宜しいでしょうか。	市と運営権者の協議によるものとする。
51	リスク分担	質問書	実施方針(案)	事業開始後に対象施設…、備考欄の内容では契約締結日から12カ月に不具合箇所を確認する必要があると考えますが、すべての下水道管路施設(取付管、柵を含む)を12カ月で調査することは困難な場合、それ以降に発見された管路の不具合は、運営権者の責任になりますか。	12か月以内に発見したものは、市の負担が原則と考えられる。それ以降に発見したものは運営権者の負担とする。ただし、「圧送管の劣化等、引き渡し時に状況が不明確、かつ運営開始後、物理的に調査の不可能な施設が運営中に損傷した場合は、市の負担」とする旨、記載を修正する。。

No	議題	意見書／質問書	資料名	確認内容	12月28日回答
52	参加企業の要件 (設計業務を行う者)	質問書	実施方針 (案)	aは企業が登録されていることですが、b、cは当該資格、実績を有する人員をSPCに配置するという意味でしょうか。	a、b、cともに設計業務を行う企業が対象となる。
53	東部浄化センター 金田中継センター	質問書	実施方針 (案)	浄化センター等の消費電力量を教えてください。また、引き込み系統(低圧/高圧等)はわかれば提示していただきたい。	東部浄化C及び金田中継Pの引き込みは高圧。 令和元年度実績値については下記のとおり。 〈東部浄化センター〉 ・年間電力量: 1,180,890kW/h (最小2月90,700、最大8月113,670) ・年間電気料: 23,030,334円 〈金田中継センター〉 ・年間電力量: 405,490kW/h (最小9月15,460、最大5月17,990) ・年間電気料: 4,698,289円
54	任意事業の対象地	質問書	実施方針 (案)	別紙4-3に示す任意事業の対象地④の敷地面積は提示可能か。	④の敷地面積は3,302㎡である。
55	維持管理報告書 について	質問書	要求水準書 (案)	維持管理報告書の種別と内容について貴市の考えを確認したい。 現在行われている維持管理業務と比較して、項目等の記載すべき事項が増えるのか確認したい。	現在、市が実施している包括的維持管理業務委託の報告内容から大幅に加わることは想定していない。
56	国の交付金について	質問書	要求水準書 (案)	万が一内示落ち等で改築更新が進まなかった場合、更新計画改定の負担および予定通りの更新ができないことによって生じるリスクの負担の考え方	当該交付金が認められなかった場合、市及び運営権者は、LCCや計画を見直し、経営への影響を最小限に留めるよう協議する。それでもなお残るリスクは原則、市が弁済すべきものとなる。

No	議題	意見書/ 質問書	資料名	確認内容	12月28日回答
57	財務に関する要求について	質問書	要求水準書(案)	財源は、すべて下水道使用料か(一般会計の繰入金はあるか)。 運営権者が使用した事業費について、どの程度までの仕分けが必要か。	実施方針「第1の1(14)利用料金の設定及び利用料」に記載のとおり、利用料金収入は運営に係る費用を賄い、一般会計繰入金は、元金償還金の主な財源となる。 仕訳については、決算書を作成するにあたり、勘定科目及び費目別に振り分ければよい。
58	セルフモニタリングについて	質問書	要求水準書(案)	セルフモニタリングにおいて、一般的な包括委託で求められる進捗管理、評価、提案以上に、何か運営権者が担うことを想定もしくは希望しているか。	例えば、地元企業の活用状況や、業務実施企業の資格要件が必要と考えている。
59	施設情報管理について	質問書	要求水準書(案)	市が用意する施設情報システムとはどのようなシステムがご教示ください。	現在、施設情報システムとしては、処理場・ポンプ場については施設台帳、管路施設については管路施設台帳・管きょ調書(いずれもExcelファイル形式)を管理しているため、運営権者は、これらを踏襲し管理することを想定している。なお、運営権者が別途、管理用システムを用意することは妨げないが、契約終了時においては、CSV、EXCELファイル形式等の汎用的なファイル形式にて、当該データを市又は市の指定したものに提出する必要がある。
60	管路施設における計画的維持管理業務(点検調査)の実施箇所、実施数量(想定)について	質問書	要求水準書(案)	マンホールポンプを除き、どのような根拠で設定したかについて	P.46の表及びP.48の記載の見直しを図る。
61	公衆災害防止	質問書	要求水準書(案)	局地的な大雨時のタイムライン防災等のマニュアルの準備がされているか。公開することは可能でしょうか。	公共下水道事業の一般的な運営にかかるBCPは令和2年度内に作成予定であるが、局地的な大雨時のタイムラインは作成していない。運営権者自らが必要と考える対策を講じる。

No	議題	意見書/ 質問書	資料名	確認内容	12月28日回答
62	公衆災害防止	質問書	要求水準書 (案)	東部浄化センターにおいて、大雨時の流入量超過による緊急放流等の事例はありますか？その際の、手順等のマニュアルは公開可能ですか？	供用開始以降大雨等に伴い未処理汚水を放流した実績はない。 公共下水道事業の一般的な運営にかかるBCPは令和2年度内に作成予定であるが、大雨時の運転操作マニュアルは含めていない。
63	耐震基準の遵守	質問書	要求水準書 (案)	処理場・ポンプ場における既存施設・設備の耐震性能が確保されていない場合の取り扱いについて、提示していただきたい。	水処理棟第2系列のみ耐震性能を満たしている。なお、耐震性能が不足する部分については、市の負担とする。
64	積算(単価の適正)	質問書	要求水準書 (案)	事業費算出根拠の単価が見積である場合、適正であることを示す根拠とはどのようなものでしょうか。	設計積算基準に従い、複数者見積り等を原則とする。